

議案第7号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月6日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部21の項中「第48条第2項ただし書」を「第48条第1項ただし書、第2項ただし書」に、「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同部24の項、25の項、29の項、35の項及び40の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の一部改正により用途地域として新たに設けられた田園住居地域における建築物の用途制限等が定められることに伴い、当該田園住居地域における建築等許可申請手数料を定めるとともに、所要の規定整備をする必要がある。